

○厚生労働省令第二十七号

精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七條第二号から第四号まで、第二十七條及び第三十八條の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

精神保健福祉士法施行規則の一部改正

第一条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(指定施設の範囲)</p> <p><b>第二条</b> 法第七條第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律昭和二十五年法律第百二十三号)第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者を除く)をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く)若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p>	<p>(指定施設の範囲)</p> <p><b>第二条</b> 法第七條第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く)又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p>

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター

七・八 （略）

九 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十 （略）

十一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する地域包括支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十二 （略）

十三 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十五 （略）

第五条 精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 医学概論
  - 二 心理学と心理的支援
  - 三 社会学と社会システム
  - 四 社会福祉の原理と政策
  - 五 地域福祉と包括的支援体制
  - 六 社会保障
  - 七 障害者福祉
  - 八 権利擁護を支える法制度
  - 九 刑事司法と福祉
  - 十 社会福祉調査の基礎
  - 十一 精神医学と精神医療
  - 十二 現代の精神保健の課題と支援
  - 十三 ソーシャルワークの基盤と専門職
  - 十四 精神保健福祉の原理
  - 十五 ソーシャルワークの理論と方法
  - 十六 ソーシャルワークの理論と方法（専門）
  - 十七 精神障害リハビリテーション論
  - 十八 精神保健福祉制度論
- （試験科目の免除）
- 第六条 社会福祉士であつて、精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、同条第一号から第十号まで、第十三号及び第十五号に定める科目を免除する。

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る。）

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神保健福祉センター

七・八 （略）

九 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十 （略）

十一 （新設）

十二 （略）

十三 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十五 （略）

第五条 精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 人体の構造と機能及び疾病
  - 二 心理学理論と心理的支援
  - 三 社会学理論と社会システム
  - 四 現代社会と福祉
  - 五 地域福祉の理論と方法
  - 六 社会保障
  - 七 低所得者に対する支援と生活保護制度
  - 八 福祉行財政と福祉計画
  - 九 保健医療サービス
  - 十 権利擁護と成年後見制度
  - 十一 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
  - 十二 精神疾患とその治療
  - 十三 精神保健の課題と支援
  - 十四 精神保健福祉相談援助の基盤
  - 十五 精神保健福祉の理論と相談援助の展開
  - 十六 精神保健福祉に関する制度とサービス
  - 十七 精神障害者の生活支援システム
- （新設）
- （試験科目の免除）
- 第六条 社会福祉士であつて、精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、同条第一号から第十一号までに定める科目を免除する。

様式第二 (第11条関係)

様式第二を次のように改める。

精神保健福祉士登録申請書																	
フリガナ									性 別	□男 □女							
氏 名	(姓)				(名)				旧姓併記の希望	□有 □無							
	(旧姓)																
生年月日	□明治□大正				年		月		日		本 籍 地 (外国籍の場合は、その国籍)			都道府県		本籍地コード	
フリガナ																	
現住所	都 道 府 県																
郵便番号					電話番号												
精神保健福祉士試験に合格した年月				□平成		年		月		試験合格証書番号							
そ の 他	□ 精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者																
	□ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者																
	□ 精神保健福祉士法（以下「法」という。）の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるもの（精神保健福祉士法施行令第1条）により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者																
	□ 法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者																
<p>私は、精神保健福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、精神保健福祉士法施行規則第11条の規定により申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>指定登録機関代表者</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>																	
収 入 印 紙 (消印しないこと。)																	
又は領収証書を貼ること。																	

- 備考
- 1 該当する□は、と記入すること。
  - 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。
  - 3 指定登録機関に申請する場合には、所定の手続により登録手数料を納付すること。
  - 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申請書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。  
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
  - 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、A4とすること。

(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正)  
第二条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

(指定の申請手続)

第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く)を記載した申請書を厚生労働大臣(法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定(次条、第八号第一項及び第十号において「養成施設の指定」という)を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事)に提出しなければならない。  
一〇九 (略)

十 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習(以下「ソーシャルワーク実習」という)を行うのに適当なもの(以下「実習施設等」という)の概要及び実習指導者の氏名

十一 (略)  
十二 (略)

(変更の承認及び届出)

第四条 (略)

2 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く)、同項第七号に掲げる事項(専任教員に関する事項に限る)若しくは同項第十号に掲げる事項又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があつたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければならない。  
(精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準)

第五条 法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めたとおりとする。  
一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。

イ 二 (略)

ホ 別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク演習(以下「ソーシャルワーク演習」という)、別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク演習(専門)(以下「ソーシャルワーク演習(専門)」という)及び別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク演習指導(以下「ソーシャルワーク実習指導」という)を教授する教員の数は、それぞれ学生二十人以上とする。

ヘ 別表第二に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも一人ずつ有すること。

(1) (略)

(2) 別表第一又は別表第三に規定する精神保健福祉の原理、ソーシャルワークの理論と方法(専門)、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論又はソーシャルワーク演習(専門)を教授できる者

(3) ソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者

(指定の申請手続)

第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く)を記載した申請書を厚生労働大臣(法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定(次条、第八号第一項及び第十号において「養成施設の指定」という)を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事)に提出しなければならない。  
一〇九 (略)

十 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、精神保健福祉援助実習を行うのに適当なもの(以下「実習施設等」という)の名称、位置、設置者の氏名(法人にあつては、名称、設置年月日及び入所定員並びに当該施設における実習用設備の概要及び実習指導者の氏名又は実習を行う市町村(特別区を含む。以下同じ)の名称及び当該市町村における実習指導者の氏名

十一 (略)  
十二 (略)

(変更の承認及び届出)

第四条 (略)

2 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く)、同項第七号に掲げる事項(専任教員に関する事項に限る)若しくは同項第十号に掲げる事項又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があつたときは、一月以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。  
(精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準)

第五条 法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めたとおりとする。  
一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。

イ 二 (略)

ホ 精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)並びに精神保健福祉援助実習指導を教授する教員の数は、それぞれ学生二十人以上とすること。

ヘ 別表第二に定める数以上の専任教員を有し、かつ、専任教員として、次に掲げる者を少なくとも一人ずつ有すること。

(1) (略)

(2) 精神保健福祉相談援助の基盤(専門)、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム又は精神保健福祉援助演習(専門)を教授できる者

(3) 精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授できる者

ト ソーシャルワーク演習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者

(3)・(4) (略)

(5) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第三条第一号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者

チ ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授する教員は、ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

リ (略)

又 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ル (略)

ヲ 実習施設等をソーシャルワーク実習に利用できること。

ワ 実習指導者（実習施設等においてソーシャルワーク実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

カ 一の実習施設等におけるソーシャルワーク実習について指導を行う実習指導者の数は、同時に指導を行う学生五人につき一人以上とすること。

コ (略)

二 通信課程 次の全てに該当するものであること。

イ 第一号イ、ロ、ホ、ト、チ、ヲからカまで、タ及びレに該当するものであること。

ロ (略)

チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ・ヌ (略)

ト 精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）、精神保健福祉援助実習指導又は精神保健福祉援助実習を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者

(3)・(4) (略)

(新設)

(新設)

チ (略)

又 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）を行うための演習室並びに精神保健福祉援助実習指導を行うための実習指導室をそれぞれ有すること。ただし、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）並びに精神保健福祉援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

ル (略)

ヲ 実習施設等を精神保健福祉援助実習に利用できること。

ワ 実習指導者（実習施設等において精神保健福祉援助実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

カ 一の実習施設等における精神保健福祉援助実習について指導を行う実習指導者の数は、同時に指導を行う学生五人につき一人以上とすること。

カクタ (略)

二 通信課程 次の全てに該当するものであること。

イ 第一号イ、ロ、ホ、ト、ルからワまで、コ及びタに該当するものであること。

ロ (略)

チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）を行うための演習室並びに精神保健福祉援助実習指導を行うための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）並びに精神保健福祉援助実習指導を行うのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ・ヌ (略)

(精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準)  
 第六条 法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。  
 一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。  
 イ・ロ (略)  
 ハ 前条第一号ハからレまでに該当するものであること。  
 ニ 通信課程に係る基準 次の全てに該当するものであること。  
 イ (略)  
 ロ 前条第一号ホ、ト、チ、ヲからカまで、タ及びレ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一(第五条、第六条関係)

科 目	時 間	
	精神保健福祉士短期養成施設等	精神保健福祉士一般養成施設等
医学概論		三〇
心理学と心理的支援		三〇
社会学と社会システム		三〇
社会福祉の原理と政策		三〇
地域福祉と包括的支援体制		六〇
社会保障		六〇
障害者福祉		三〇
権利擁護を支える法制度		三〇
刑事司法と福祉		三〇
社会福祉調査の基礎		三〇
精神医学と精神医療		六〇
現代の精神保健の課題と支援	六〇	六〇
ソーシャルワークの基盤と専門職	六〇	三〇
精神保健福祉の原理	六〇	六〇
ソーシャルワークの理論と方法	六〇	六〇
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	六〇	六〇
精神障害リハビリテーション論	三〇	三〇
精神保健福祉制度論	三〇	三〇
ソーシャルワーク演習	三〇	三〇
ソーシャルワーク演習(専門)	九〇	九〇
ソーシャルワーク実習指導	九〇	九〇
ソーシャルワーク実習	二一〇	二一〇
合 計	七五〇	一、二〇〇

備考 一 ソーシャルワーク実習は、実習施設等を利用して行わなければならない。

二 (略)

三 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は免除するものとする。

(精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準)  
 第六条 法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。  
 一 昼間課程及び夜間課程 次の全てに該当するものであること。  
 イ・ロ (略)  
 ハ 前条第一号ハからタまで、ニに該当するものであること。  
 ニ 通信課程に係る基準 次の全てに該当するものであること。  
 イ (略)  
 ロ 前条第一号ホ、ト、ルからワまで、ヨ及びタ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

別表第一(第五条、第六条関係)

科 目	時 間	
	精神保健福祉士短期養成施設等	精神保健福祉士一般養成施設等
人体の構造と機能及び疾病		三〇
心理学理論と心理的支援		三〇
社会学理論と社会システム		三〇
現代社会と福祉		六〇
地域福祉の理論と方法		六〇
社会保障		六〇
低所得者に対する支援と生活保護制度		三〇
福祉行政と福祉計画		三〇
保健医療サービス		三〇
権利擁護と成年後見制度		三〇
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		三〇
精神疾患とその治療	六〇	六〇
精神保健の課題と支援	六〇	六〇
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	六〇	三〇
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	三〇	三〇
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	三〇	三〇
精神保健福祉に関する制度とサービス	一、二〇	一、二〇
精神障害者の生活支援システム	六〇	六〇
精神保健福祉援助演習(基礎)	三〇	三〇
精神保健福祉援助演習(専門)	三〇	三〇
精神保健福祉援助実習指導	九〇	九〇
精神保健福祉援助実習	二一〇	二一〇
精神保健福祉援助実習	二一〇	二一〇
合 計	七二〇	一、二〇〇

備考 (新設) 一 (略)

二 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

別表第三(第五条、第六条関係)

科目	時間数	
	授業	実習
医学概論	九〇	九〇
心理学と心理的支援	九〇	九〇
社会学と社会システム	九〇	九〇
社会福祉の原理と政策	一八〇	一八〇
地域福祉と包括的支援体制	一八〇	一八〇
社会保障	一八〇	一八〇
障害者福祉	九〇	九〇
権利擁護を支える法制度	九〇	九〇
刑事司法と福祉	九〇	九〇
社会福祉調査の基礎	一六二	一六二
精神医学と精神医療	一六二	一六二
現代の精神保健の課題と支援	一六二	一六二
ソーシャルワークの基盤と専門職	一六二	一六二
精神保健福祉の原理	一六二	一六二
ソーシャルワークの理論と方法	一六二	一六二
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	一六二	一六二
精神障害リハビリテーション論	八一	八一
精神保健福祉制度論	八一	八一
ソーシャルワーク演習	二四三	二四三
ソーシャルワーク演習(専門)	二四三	二四三
ソーシャルワーク実習指導	二四三	二四三
ソーシャルワーク実習	二二〇	二二〇
合計	五四一	二二〇

備考 一 ソーシャルワーク実習は、実習施設等を利用して行わなければならない。

二 (略)

三 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習は免除するものとする。

別表第三(第五条、第六条関係)

科目	時間数	
	授業	実習
人体の構造と機能及び疾病	九〇	九〇
心理学理論と心理的支援	九〇	九〇
社会学理論と社会システム	九〇	九〇
現代社会と福祉	一八〇	一八〇
地域福祉の理論と方法	一八〇	一八〇
社会保障	一八〇	一八〇
低所得者に対する支援と生活保護制度	九〇	九〇
福祉行財政と福祉計画	九〇	九〇
保健医療サービス	九〇	九〇
権利擁護と成年後見制度	九〇	九〇
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	一六二	一六二
精神疾患とその治療	一六二	一六二
精神保健の課題と支援	一六二	一六二
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	八一	八一
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	八一	八一
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	三二四	三二四
精神保健福祉に関する制度とサービス	一六二	一六二
精神障害者の生活支援システム	八一	八一
精神保健福祉援助演習(基礎)	八一	八一
精神保健福祉援助演習(専門)	一六二	一六二
精神保健福祉援助実習指導	二四三	二四三
精神保健福祉援助実習	二二〇	二二〇
合計	五七一	二二〇

備考 (新設)

一 (略)

二 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学又は入所する者については、精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習は免除するものとする。

第三条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定の申請手続)</p> <p>第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 精神科病院、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）（以下「精神科病院等」という。）又は厚生労働大臣が別に定める施設若しくは事業のうち別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習（以下「ソーシャルワーク実習」という。）を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）の概要及び実習指導者の氏名</p> <p>十一（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>別表第一（第五条、第六条関係）（略）</p> <p>備考 一 ソーシャルワーク実習は、この表に掲げる時間数のうち九十時間以上を、精神科病院等において実施するものとする。</p> <p>二（略）</p> <p>三 ソーシャルワーク実習は、学生一人に対し、精神科病院等及び一以上の厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうちソーシャルワーク実習を行うのに適当なもの（以下「施設又は事業」という。）で実施するものとする。</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第一若しくは別表第三、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省 令第二号）別表第一若しくは別表第三 厚生労働省 文部科学省 令第二号）別表第一若しくは別表第三 厚生労働省 文部科学省 令第三号）第一条第二十三号若しくは第三条第十八号に規定するソーシャルワーク実習を履修した者については、精神科病院等以外におけるソーシャルワーク実習の実施について、六十時間を超えない範囲で、この表に掲げる時間数の一部を免除することができる。ただし、この場合においても、当該実習は、精神科病院等及び一以上の施設又は事業で実施するものとする。</p>	<p>(指定の申請手続)</p> <p>第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習（以下「ソーシャルワーク実習」という。）を行うのに適当なもの（以下「実習施設等」という。）の概要及び実習指導者の氏名</p> <p>十一（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>別表第一（第五条、第六条関係）（略）</p> <p>備考 (新設) 一 (新設) (略)</p> <p>二・三 (新設) (略)</p>



別表第三(第五条、第六条関係)  
備考

- 一 ソーシャルワーク実習は、この表に掲げる時間数のうち九十時間以上を、精神科病院等において実施するものとする。
- 二 (略)
- 三 ソーシャルワーク実習は、学生一人に対し、精神科病院等及び一以上の施設又は事業で実施するものとする。
- 四・五 (略)
- 六 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第一若しくは別表第三、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士に関する科目を定める省令第一条第二十三号若しくは第三条第十八号に規定するソーシャルワーク実習の実施について、六十時間を超えない範囲で、この表に掲げる時間数の一部を免除することができる。ただし、この場合においても、当該実習は、精神科病院等及び一以上の施設又は事業で実施するものとする。

別表第三(第五条、第六条関係)  
備考(新設)

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 (略)
- (新設)

第四條 (精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令の一部改正)  
精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百三三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

附則

第三條 この省令の施行の前に第一条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二条第六号に規定する相談支援事業を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第一条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

第四條 この省令の施行の前に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)以下「改正法」という。による改正前の障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(児童・デイサービスを行うものに限る)を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第一条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

第七條 (略)

2 実習施設等における実習指導者については、新指定規則第五条第一号の「規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童福祉司、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十三号)に定める精神保健福祉相談員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に定める知的障害者福祉司若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)に定める社会復帰調整官又は平成二十七年三月三十一日までの間において新指定規則第五条第一号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とする」ことができる。

附則

第三條 この省令の施行の前に第一条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二条第六号に規定する相談支援事業を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第一条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

第四條 この省令の施行の前に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)以下「改正法」という。による改正前の障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(児童・デイサービスを行うものに限る)を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第一条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

第七條 (略)

2 実習施設等における実習指導者については、新指定規則第五条第一号の「規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童福祉司、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十三号)に定める精神保健福祉相談員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に定める知的障害者福祉司若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)に定める社会復帰調整官又は平成二十七年三月三十一日までの間において新指定規則第五条第一号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とする」ことができる。

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正)  
 第五条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成二十五年厚生労働省令第二百一十四号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
附 則	(精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置) <b>第六条</b> この省令の施行の前に第十条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する共同生活介護を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第十条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。	(精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置) <b>第六条</b> この省令の施行の前に第十条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する共同生活介護を行う施設において相談援助の業務に従事した者については、当該業務に従事した期間に限り、第十条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第十三号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。
附 則	(施行期日) <b>第一条</b> この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中精神保健福祉士法施行規則(以下「施行規則」という。)第二条の改正規定、第三条の規定、第四条中精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令附則第三条及び第四条の改正規定並びに第五条の規定 令和二年四月一日 二 第一条中施行規則第五条及び第六条の改正規定 令和六年四月一日	(施行期日) <b>第一条</b> この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中精神保健福祉士法施行規則(以下「施行規則」という。)第二条の改正規定、第三条の規定、第四条中精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令附則第三条及び第四条の改正規定並びに第五条の規定 令和二年四月一日 二 この省令による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(以下「指定規則」という。)第五条、第六条、別表第一及び別表第三の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用し、当該各号に定める日の前日において現に精神保健福祉士法(以下「法」という。)第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けている学校又は養成施設(以下「精神保健福祉士養成施設等」という。)において精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、なお従前の例によることができる。 一 精神保健福祉士養成施設等のうち修業年限が三年を超える期間のもの 令和三年四月一日 二 精神保健福祉士養成施設等のうち修業年限が二年を超える三年以下の期間のもの 令和四年四月一日 三 精神保健福祉士養成施設等のうち修業年限が一年を超え二年以下の期間のもの 令和五年四月一日 四 精神保健福祉士養成施設等のうち修業年限が一年以下の期間のもの 令和六年四月一日 (経過措置) <b>第二条</b> 第一条の規定による改正後の施行規則(以下「新施行規則」という。)第二条の規定は、同条の規定の施行の日前に同条に規定する児童自立生活援助事業を行う施設、地域包括支援センター又は基幹相談支援センターにおいて相談援助の業務に従事した者についても適用する。 <b>第三条</b> 新施行規則様式第二の規定の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 2 新施行規則様式第二の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 <b>第四条</b> 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第二十六号)による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第一若しくは別表第三、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令(令和二年 厚生労働省 令 第一号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年 文部科学省 令 第二号)別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令による改正前の社会福祉士に関する科目を定める省令 第一条第十八号若しくは第三条第十五号に規定する相談援助実習を履修した者は、第三条による改正後の指定規則別表第一備考六及び別表第三備考六の規定の適用については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第一若しくは別表第三、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士に関する科目を定める省令 第二十三号若しくは第三条第十八号に規定するソーシャルワーク実習を履修した者とみなす。 <b>第五条</b> この省令の施行の日以後にこの省令による改正前の指定規則第五条又は第六条に規定する指定基準を満たす精神保健福祉士養成施設等について法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けようとする者が指定規則第三条の規定による指定の申請を行うときは、この省令による改正後の指定規則(以下「新指定規則」という。)第三条第一項第十号の規定は、同号中「別表第一又は別表第三に規定するソーシャルワーク実習」とあるのは、「精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第二十七号)第二条による改正前のこの省令別表第一又は別表第三に規定する精神保健福祉士法施行規則」と読み替えて適用する。

2 前項の規定は、この省令による改正前の指定規則第五条又は第六条に規定する指定基準を満たすものとして法第七条第一号又は第三号の規定による指定を受けた精神保健福祉士養成施設等の設置者が、この省令の施行の日以後にこの省令による改正前の指定規則第五条又は第六条に規定する指定基準に基づき新指定規則第四条第二項の規定により同令第三条第一項第十号に掲げる事項に係る変更の届出を行うときについて、準用する。

(準備行為)

第六条 法第七条第二号及び第三号の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二項各号に規定する新指定規則の規定の適用前においても、新指定規則の規定の例により行うことができる。